



特別決議 (案)

2月16日中央労働委員会は、2018年11月に白河支店で発生した不当労働行為「ジェイアールバス関東事件」について、「初審命令（2021年9月16日に東京都労働委員会から出された救済命令）を取り消し、本件申立てを棄却する」主文の命令書を交付した。今回中労委から出された命令はこの間の事実関係を正しく認識したうえで判断されたものではなく、不当な判断に他ならず、強い怒りと憤りをもって弾劾する。

計8回東京都労働委員会、計2回中央労働委員会での審議は不当労働行為の内容そのものではなく、会社は申立人の申立資格や救済利益の有無など形式面のみを争点に主張を繰り返してきた。初審の東京都労働委員会での判断は①「申立資格を有していたことは明らかであり、救済の利益ないし必要がないとする会社の主張は採用することができない」②「組合の運営に干渉し弱体化させる行為であり、支配介入に当たる」③「会社の意を体してなされたものであったということができる」④「類似の行為が繰り返されるおそれが多くなったともいえない」⑤「脱退届を出すならば不祥事を握り潰すなどと述べた行為は、不当労働行為である」⑥「今後このような行為を二度と繰り返さないこと」と労働組合に加入している団結権の権利が侵害され、組織の運営に対する支配介入に当たると鋭く指摘し、佐藤組合員本人への謝罪文と職場への掲示（ポストノティス）をおこなう全部救済命令であった。2020年2月17日仲間と家族のためにバス関東労組を結成したのちも会社による不当労働行為・強制転勤・差別が継続していることを職場で実際に働く組合員の声が証明しており、類似の行為のおそれや救済利益が佐藤組合員本人に現在も有することは明らかである。

会社がこの命令を不服として再申立てをおこなった中央労働委員会の棄却の要旨は①「白河支店長の本件発言は旧所属組合からの脱退を促し、その運営に干渉して労働組合を弱体化させる恐れのある行為であること」②「白河支店長は支店の長であり使用者の利益を代表する地位にありながら、佐藤組合員に対して『会社がそういう方針だからだ。てめーは会社に雇われているのか？組合に雇われているのか？』と述べていることは、会社の意に体してされたもの」と不当労働行為の事実を認めている。その一方、③「今回の不当労働行為によって佐藤組合員が新たにバス関東労組に加入したことは、救済命令によって佐藤組合員と旧所属組合との関係における団結を回復する必要が失われたこと」④「本件発言によって、佐藤組合員がバス関東労組との団結までも脅かされたということではない」と、救済の利益がないとしている。そして「白河支店長の発言は不当労働行為に該当することは上記のとおりであり、本件では利益が失われているものの、今後同様の行為が繰り返されることがないよう、徹底することが望まれる」と締めくくっている。これを受けた会社は同日勤務速報において「会社の主張が概ね認められる命令が交付されました。本命令は、会社の主張が認められておりますが、会社としても、本命令の主旨を踏まえ、引き続き不当労働行為の防止を徹底し、職場規律の確保に努めていく考えです。」と掲示を行った。中央労働委員会が不当労働行為の事実について東京都労働委員会命令を補完し、二重に認定されたこと、ここまで認めさせたことは、新労組を立ち上げ、職場のたたかいを両輪としながらみんなで頑張ってきたからこそである。この間、組織を最先頭で牽引し続けてきた棚倉分会の仲間、不安に押し潰されそうなかで「元の職場風土に戻りたい」「あったことは無かったことに出来ない」と、不当労働行為を受けて涙を流して脱退した仲間、暴走した会社への恐怖・不安・怒りの声をあげる多くの仲間の為に立ち上がってくれた佐藤組合員を今後も組織全体で支える体制を今一度構築し、連帯する仲間と共に社会に広く訴えていく。

中央労働委員会命令に不服がある場合、私たち労働組合は6ヶ月以内に、国を被告とすべき者として、東京地方裁判所に対し、この命令の取り消しの訴えを提起することとなる。私たちにとって厳しい判断が出たが負けたわけではなく、大切なのは攻撃の本質に勝つ事である。今後のたたかいについては、佐藤組合員、棚倉分会、組合員や連帯する多くの仲間と議論を高め、賃金上げや様々なたたかいとリンクさせながら判断することとなる。それには2018年春以降、ジェイアールバス関東全職場に吹き荒れた会社による不当労働行為によって人間関係が切り裂かれ、経営幹部トップ自らが「嫌ならやめて結構、どうぞ船から飛び降りて下さい」と堂々と言い放ち、もの言えぬ荒廃した職場環境を背景に運転阻害事故が倍増してきた当時を今一度一人ひとりが振り返ることがスタートである。健全で差別のないJR東日本・バス会社・グループ会社、笑顔と活気あふれる職場を取り戻すために、全ての仲間と共に引き続きたたかい抜いていこう。

以上決議する。

2023年2月17日
ジェイアールバス関東労働組合
第3回定期委員会

ジェイアールバス関東不当労働行為事件中労委命令を受けて、
第3回定期委員会にて「特別決議を満場一致で確認！」